

復 命 書

	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
供 覧							
日時	平成 20 年 4 月 15 日 (火) 11:00 から 12:00						
出張先	熱海市中央町 熱海市役所						
用件	熱海市伊豆山地内の開発状況について						
内容 及び 結果	<p>熱海市伊豆山地内の [redacted] による宅地造成事業について、平成 20 年 4 月 10 日 (木) に現地を確認したところ、森林法に違反している疑いがあり、熱海市に対し、土地利用対策委員会等の審査の経緯を確認するよう求めていた。 その結果について、熱海市から下記のとおり説明を受けた。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 立会者 熱海市建設部 まちづくり課 [redacted]</p> <p style="text-align: center;">観光経済部 産業振興課 [redacted]</p> <p>2 熱海市の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の土地利用対策委員会の資料を確認したところ、市が完全に森林区域を見落としていたことが判明した。言い訳になるが、[redacted] としては、県と同様に、関係法令を所管する幹事課に照会し、回答が無かったため承認したものである。現在、森林法違反で県が指導している箇所については注意していたが、今回の箇所については、森林区域に該当するとは全く思わなかった。 ・ 今回、改めて確認したところ、明らかに森林区域を超えて開発していることを確認した。(当然、伐採届の提出も無い) ・ 熱海市は、非線引き都市計画区域であり、当該箇所の森林計画区域を分ける線は、用途地域とほぼ一致している。(第一種中高層住居専用地域)、また、風致地区は全域である。 <p>3 熱海市への指示事項及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来は、直ちに工事を中止し、復旧を指導しなければならないが、熱海市の土地利用の承認を得て、しかも都市計画法の許可を得ているため事業者側からすれば、簡単には納得しないであろう。✓ ・ これまでの土地利用審査の経緯をまとめ、[redacted] の情報、関係法令の許認可の状況、土地利用計画平面図等の資料を提供して欲しい。その上で、熱海市としての県に求める対応を説明して欲しい。✓ ・ 防災計画については、都市計画法の許可を得ているからそれ程心配していないが、住宅団地の場合、森林率(緑地を含む)を 20%確保しなければならない。最終的には林地開発の基準を満たすよう指導したい。✓ ・ 先ずは、県が現在復旧指導している箇所の処理を完了させたい。その上で、新たな開発案件についても対応していく。そのために、熱海市と協力して課題を解決していきたい。今後は、事業者への対応を個別に行うのではなく、連携して行う等したい。そのために熱海市役所に出向いて行っても構わない。 						

上記のとおり復命します。

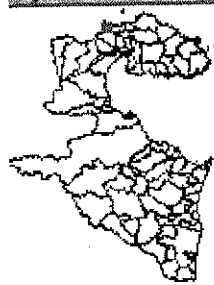
平成 20 年 4 月 15 日

東部農林事務所長様

職氏名 治山課 [redacted]

(採集時期 1977年 11月24日)

森林情報システム スポット画像 + 森林計画図



この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の森林計画図(400000(40000倍)、数量42950000(40000倍))及び家畜地
図(25000(40000倍))を複製したものである。(承認番号 平18第49号、第49号)

